



# 税務ニュースレター

2017年1月



**EY**

Building a better  
working world

## 目次:

- ▶ 自主的な修正申告に対する罰則免除
- ▶ 新たな給与税率の運用
- ▶ 月次税務申告の提出期限の変更
- ▶ 国内銀行による貸倒引当金の運用
- ▶ 納税者のコンプライアンス状況の分類

## 自主的な修正申告に対する罰則免除

(自主的な修正申告に対する罰則免除に関する2017年1月19日付租税総局告示第1219号)

歳入徴収を強化するため租税総局 (General Department of Taxation: **GDT**) は、適切な会計記録をつけていない納税者に、3年以上の税務申告について必要な修正を行ない、修正申告を提出することを促しています。

2017年4月1日より前に自主的に修正申告をすれば、加算税や延滞税などの罰則が免除されます。ただし、租税総局による税務調査又は更正処分を受けている納税者にはこの特赦措置が適用されない点にご留意下さい。

## 新たな給与税率の運用

(新たな給与税率の運用に関する2016年12月27日付経済財政省・租税総局通達第017号)

2017年1月の月次税務申告 (Monthly Tax Returns: **MTR**) から、すべての納税者は、月次税務申告書を作成する際は以下の累進的な給与税率を適用する必要があります。なお、以下の税率は居住者である従業員に適用されます:

月額給与(カンボジアリエル)	税率
0 - 1,000,000	0%
1,000,001 - 1,500,000	5%
1,500,001 - 8,500,000	10%
8,500,001 - 12,500,000	15%
12,500,001 以上	20%

新たな給与税率にくわえ、カンボジア政府は、未成年の扶養子女及び専業主婦・主夫の配偶者について認められている所得控除を一人当たり75,000リエルから150,000リエルに引き上げました。この所得控除は、給与税上の従業員の課税給与所得を計算する時に所得控除として使用できます。

## 月次税務申告の提出期限の変更

(月次税務申告の提出期限の変更に関する2016年12月23日付経済財政省・租税総局省令第1539号及び2017年1月16日付租税総局告示第931号)

経済財政省 (Ministry of Economy and Finance: **MEF**) が公布した本省令 (Prakas) のもとでは、利益税の前払い、給与税、源泉徴収税、付加価値税、特定商品・サービス税、宿泊税、及び街路照明税を含め、月次税務申告書の提出期限が翌月の 15 日から 20 日に変更されました。

租税総局はまた、この新しい期限は各税金の納付にも適用される旨を明確にしています。

新たな期限は 2016 年 12 月分の月次税務申告から適用されます。

翌月 20 日までの提出及び納税を怠ったときは、租税法規の運用を損なつたとみなされ、カンボジア税法第 128 条、第 133 条、及び第 136 条に従って罰則が科せられます。

## 国内銀行による貸倒引当金の運用

(国内銀行による貸倒引当金の運用に関する 2016 年 12 月 23 日付経済財政省令第 1535 号)

経済財政省は 2016 年 12 月 23 日、銀行及び金融機関並びにマイクロファイナンス事業者 (Micro-Finance Institutions: **MFI**) による貸出について、利益税 (Tax On Profit: **TOP**) を算定する際の損金算入可否に関する区分を示しました:

貸出区分	税制上損金算入できる引当金	
	銀行及び金融機関	マイクロファイナンス事業者
正常先貸出 (Standard loan)	認められない	認められない
要注意先貸出 (Special mention loan)	認められない	認められない
破綻懸念先貸出 (Sub-standard loan)	総貸出額の 20%	認められない
実質破綻先貸出 (Doubtful loan)	総貸出額の 50%	総貸出額の 30%
破綻先貸出 (Loss loan)	総貸出額の 100%	総貸出額の 100%

関係する利息その他のコストを含む貸倒引当金で税制上損金算入できる費用として認められた金額のうち、当該銀行又は MFI が回収した額は、当該貸出や利息を回収した年の課税所得として利益税の計算において加算する必要があります。

過年度もしくは本省令の承認日前の期間について引当金を自主的に修正する銀行又は MFI は、かかる修正に伴う加算税及び延滞税が免除されます。

他方、本省令に定められている規定又は銀行及び金融セクターの関連規定に従わない銀行又は MFI は、違反した会計年度については引当金の計上が認められなくなります。

## 納税者のコンプライアンス状況の分類

(納税者のコンプライアンス状況の分類に関する2016年12月23日付経済財政省省令第1536号)

カンボジアにおける税務上のコンプライアンスを強化するため経済財政省は、納税者が税務上のコンプライアンスに関する状況を自己査定できるように設計された以下の基準及び採点法を導入しました。

さらに本省令は12の基準を定めており、各基準に1点若しくは2点が付与され、最高得点は20点になります。コンプライアンス状況に基づく各区分の概要は下表の通りです：

納税者区分	得点	税務コンプライアンス証明証(Tax Compliance Certificate: TCC)*
ゴールド	16 - 20	納税者に自動的に発行される。
シルバー	11 - 15	納税者の要請があれば発行される。
ブロンズ	1 - 10	納税者の要請があれば発行される。

\* TCCの有効期限は2年で、租税総局により再評価される場合があります。

## Contact

For more information on this bulletin and Tax & Advisory Services of Ernst & Young (Cambodia) Ltd., please contact:

**Robert King**, Partner, Tax & Advisory Services

Robert.M.King@vn.ey.com

**Brendan Lalor**, Director, Tax & Advisory Services

Brendan.James.Lalor@kh.ey.com

**Darith Reangsey Touch**, Senior Manager, Tax & Advisory Services

Reangsey.Touch@kh.ey.com

**Sameath Sek**, Manager, Tax & Advisory Services

Sameath.Sek@kh.ey.com

**Kunthearin Yoeun**, Manager, Tax & Advisory Services

Kunthearin.Yoeun@kh.ey.com

**小野瀬 貴久**, Partner, Japan Business Services

Takahisa.Onose@vn.ey.com

**須賀 勇介**, Manager, Japan Business Services

Yusuke.Suga@kh.ey.com

### **Ernst & Young (Cambodia) Ltd.**

5th Floor, Emerald Building

#64 Norodom Boulevard corner Street 178

Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh

12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451

Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### **About EY**

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2017 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

All Rights Reserved.

APAC No. 02000014

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

**ey.com**